

令和5年第1回
滋賀県土地収用事業認定審議会

参 考 資 料

目 次

- 1 土地収用制度の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 1】
- 2 土地収用法（一部抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【11】
- 3 滋賀県土地収用事業認定審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【26】
- 4 滋賀県土地収用事業認定審議会運営規程（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【28】
- 5 傍聴要領（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【30】
- 6 会議の公開非公開について（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【31】
- 7 滋賀県公文書公開条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【32】

土地収用制度の運用について

滋賀県 土木交通部
監理課 用地対策室

目次

1. 土地収用手続き

1-1 土地収用制度について

1-2 土地収用法上の手続き流れについて

2. 事業認定の手続き

3. 公聴会および意見書の提出について

4. 審議会について

4-1 概要および設置の経緯

4-2 開催の要件等

5. 滋賀県土地収用事業認定審議会および事業認定実績について

1. 土地収用手続き

1-1 土地収用制度について

日本国憲法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

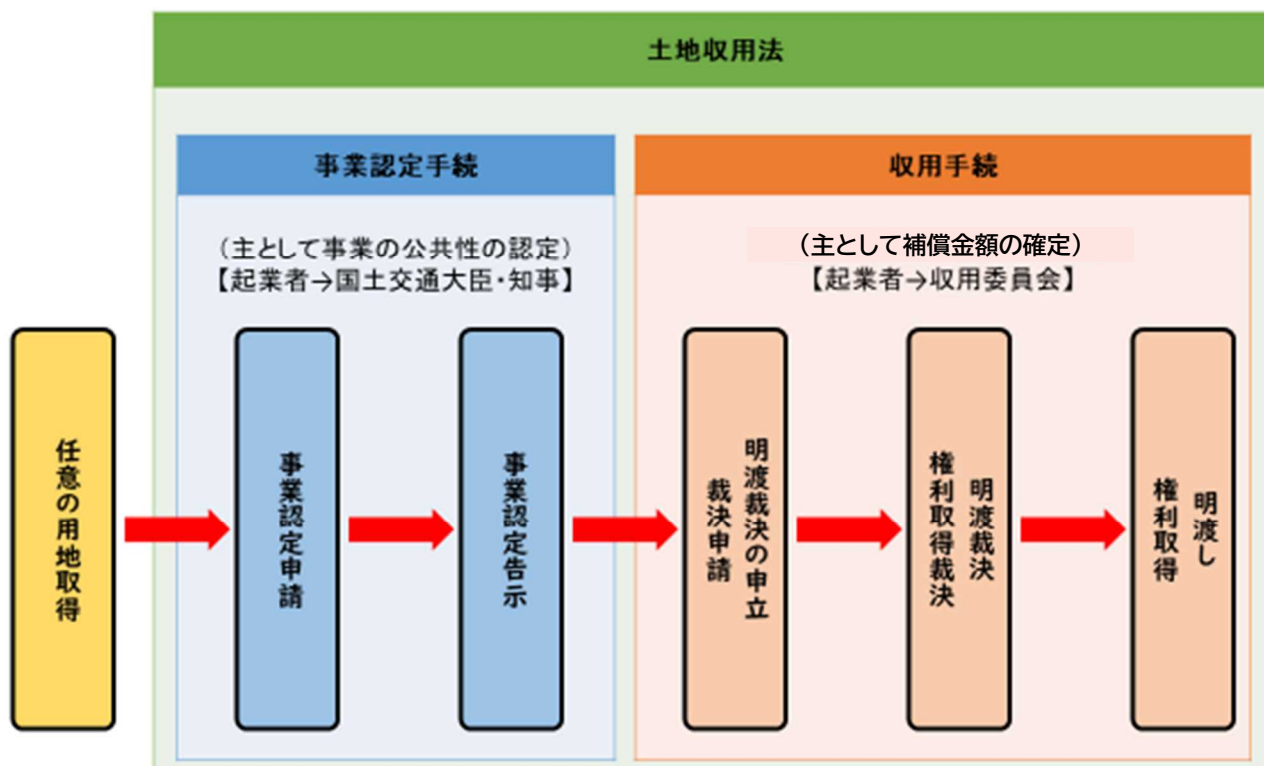
土地収用法（昭和 26 年 6 月 9 日法律第 219 号）

第1条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

【解 説】

- 憲法第 29 条第 1 項は、「財産権は、これを侵してはならない」と定め、私有財産権を保障しています。しかし、その第 3 項では、「私有財産は、正当な補償のもとにこれを公共の福祉のために用いることができる」と定めています。
 - この規定を受けて制定されたのが土地収用法であり、「公共の利益の増進と私有財産の調整を図る」ことを目的として、土地などを収用または使用するための手続や損失補償などについて定めています。
 - 道路、河川、公園、鉄道などの公共事業のため土地が必要となった場合は、通常、起業者（公共事業施行者）が土地所有者や関係人と話し合い、任意による売買契約により土地を取得します。しかし、事業反対や補償金額などで折り合いがつかない場合や土地の所有権について争いがある場合など、特別な事情により任意契約により土地を取得できないときがあります。
- ⇒ このような場合に、起業者が、土地収用法に基づく手続をとることにより、正当な補償のもとに強制的に取得することができる制度を土地収用制度といいます。

1-2 土地収用法上の手続き流れについて



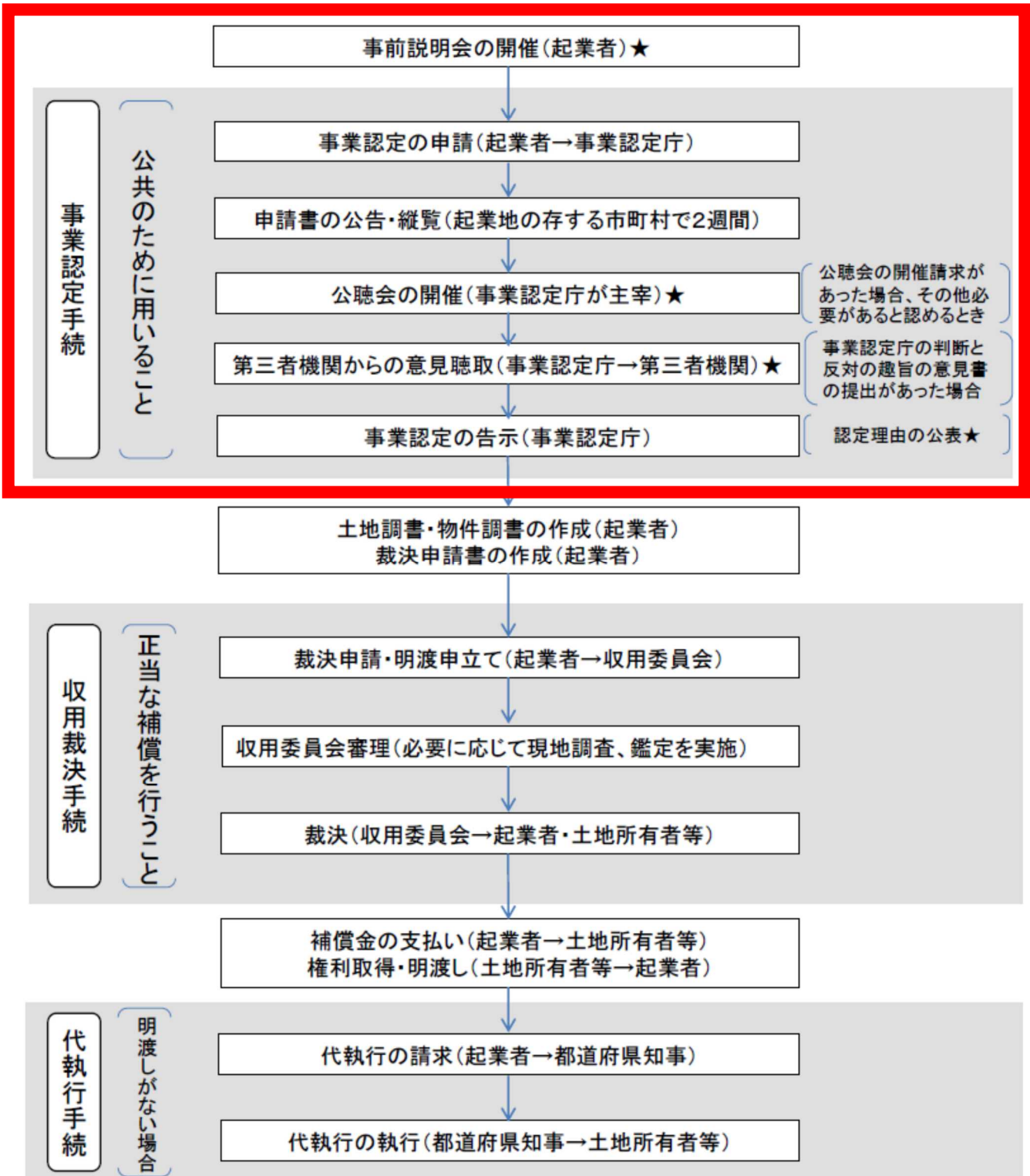
【解説】

○ 土地収用法は、収用に関して、要件、手続、効果及び損失の補償等について規定しています。その中において、厳格、かつ、詳細な手続を定めているが、大別すると次の二つの手続に分けることができます。

- 1 **事業認定手続**： 個々具体の事業の「公益性」等を判断する手続
- 2 **収用裁決手続**： 被収用者に対し「正当な補償」を確保する手続

2. 事業認定の手続き

土地収用法における主要手続きフロー図



(★は平成13年改正土地収用法により義務化された手続き)

【解説】

○ 事業認定の意義

事業認定とは、法第3条各号に列挙されている事業に該当する事業について、その個々具体の事業の起業者の意思と能力、起業地及び事業計画等を検討し、当該事業が土地を収用し、または使用するだけの公益性があるか、その事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるか等を判断する行政機関(国土交通大臣、都道府県知事)の処分行為をいいます。

なお、事業の認定を受けても、引き続き任意の交渉は可能で、当事者間で話し合いがついたことにより、収用委員会へ裁決の申請をすることなく解決する例も多く見られます。

○ 認定を行う機関(認定庁)

- ・国土交通大臣：国または都道府県が行う事業
- ・都道府県知事：市町または民間企業者が行う事業

○ 事業認定の要件

土地収用法第20条の1～4号をすべて満たすこと。

1号：事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。

例えば：道路、河川、学校、病院、社会福祉施設など、1～35号に限定列挙された事業に該当するか。

2号：起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。

- ・「意思」は、市町の場合は議会の議決の有無、起業者が一般法人の場合は当該法人としての正式な意思決定の有無等が判断の基準となります。
- ・「能力」は、法的能力、経済的能力等が問題となり、当該事業を施行する権限、必要な財源措置、組織及び職員の配置状況など事業を遂行できる体制を整備しているかが判断の基準となります。

3号：事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

合理的な利用に寄与するかどうか、次の二つの利益を比較衡量します。

- ・「得られる利益」：渋滞の緩和、住民サービス等公共の利益の増進、地域産業の活性化 など
- ・「失われる利益」：自然保護等への影響、史跡等文化財への影響、景観的な影響 など

4号：土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

1～3号では検討されていない要素を検討します。

例えば：早期に事業を施行する必要があるか、収用ではなく使用で解決できないか など
また、起業地の範囲が、申請事業の公益性の発揮のために必要な範囲に存するかどうかも判断します。

○ 公告・縦覧について

事業認定庁(知事)は、事業施行者(起業者)からの認定申請を受け、起業地の所在する市町に依頼し、申請図書に付き2週間の公告・縦覧を行う必要があります。

3. 公聴会および意見書の提出について

利害関係人は、公告・縦覧期間中につき、公聴会の開催請求や事業に反対する旨の意見書の提出を行うことができます。

事業認定庁（知事）は、公聴会の開催請求があれば、公聴会を必ず開催しなければならず、事業に反対する旨の意見書が提出された場合には、各専門分野に精通した方々で構成された第三者機関に意見を聴取することになります。

【解 説】

○ 利害関係人とは

土地所有者、関係人、準関係人のみならず、**広く解**することとなり、事業の恩恵に浴する者（施設の利用予定者など）、事業により環境面で影響を受ける者も含まれます。また、法人も利害関係人に含まれます。

○ 公聴会とは

事業認定に関する処分をするに当たって、利害関係人やそれ以外の者から比較衡量の基準として、社会に支配的な価値観を探究するため、**直接口頭により広く意見を求めるもの**を指します。

○ 公聴会の開催について

公聴会の開催にあたっては次の義務的開催と裁量的開催に区分されます。

- ・ 義務的開催：当該事業の認定について利害関係人から、事業認定申請書及びその添付書類の公告縦覧期間内に「**公聴会を開催すべき旨の請求**」があったとき
- ・ 裁量的開催：事業認定庁が「**その他必要がある**」と認めるとき

○ 意見書とは

事業の公益性、土地利用上適正かどうか、事業実施の環境への影響問題など、当該事業に関する事項に関するものについての意見が記載されたものです。

○ 開催請求および意見書の提出方法について

公告縦覧期間内に、事業の認定について利害関係人は、**都道府県知事に**提出することができます。

4. 第三者機関(審議会)について

4-1 概要および設置の経緯

○ 審議会の概要について

20条の要件、とりわけその3号の要件を認定するについては、諸利益の比較衡量を行う必要があり、これには微妙で困難な価値判断を要するケースもあります。事業認定すべきか否かは、最終的には事業認定庁の責任を以って決定されるものですが、この決定に当たって、各分野の学識経験者により構成される第三者機関の意見を聴くこととし、これにより**事業認定に関する処分が公正妥当なものになることを狙っています。**

なお、事業認定庁は、審議会等で出された意見を尊重しなければならないとされています。

○ 平成13年7月の土地収用法改正について

事業認定の中立性及び信頼性を向上させるために、第三者機関の意見を参考にする制度が、平成13年の改正により創設されました。

○ 社会資本整備審議会

国においては、第三者機関として社会資本整備審議会へ意見聴取することとなります。

委員については、法学界・法曹界・都市計画・環境・マスコミ・経済界等の分野からバランスのとれた人選を行う(参議院国土交通委員会における附帯決議、衆議院においても同旨決議)ものとし、原則として中央省庁のOBは任命しないとされています。

○ 審議会その他の合議制の機関

都道府県においては、条例で定める第三者機関(審議会その他の合議制の機関)へ意見聴取することとなります。

なお、委員の構成や委員の数も都道府県によって異なります。

4-2 開催の要件等

○ 開催について

必要的開催：基本的には事業認定申請書の縦覧中に提出された意見書が、事業認定庁が行おうとしている処分と反対の趣旨である場合に開催。

任意的開催：意見書の提出がない場合でも、事業認定庁の判断による開催が可能。

○ 意見聴取について

意見聴取は、事業認定に関する処分を行うに当たって常に必須の手続ではありません。

例えば、次の①～⑤のような場合には意見聴取を行う必要はありません。

- ① 縦覧期間前または縦覧期間後に意見書の提出があった場合
- ② 縦覧期間内に意見書の提出がなかった場合
- ③ 事業認定庁の心証形成と同じ趣旨の意見が記載されている場合
- ④ 意見の内容が「反対の趣旨」か否か客観的にみて判然としない場合
- ⑤ 意見の内容が、「用地交渉における起業者側の態度・対応に対する批判や不満のみ」、「単に個々の補償項目についての要望のみ」の場合

しかし、次の場合には意見聴取する必要があります。

- ① 補償や生活再建の全般についての不満・要望を記載し、これが実現しなければ事業に反対する趣旨であると解される場合
- ② 意見書の提出はないが、公聴会において事業の公益性を否定する旨の意見が述べられた場合

○ 意見聴取の時期について

意見聴取の時期は、縦覧期間終了後で、かつ、事業認定庁が事業認定をすべきか事業認定の拒否をすべきかについて、心証形成をした後となります。心証形成がされていない段階では、提出された意見書と心証形成との関係が不確定であり、事業認定審議会においての、意見聴取の手続きを取らなければならないかどうかは確定しないからです。

○ 意見書の内容

意見書の内容については、事業の公益性、土地利用上適正かどうかという問題、事業実施の環境への影響の問題等、当該事業に関係する事項であれば、特に限定されません。

ただし、補償額の多寡、起業者の用地交渉態度の是非、土地所有者間における境界争いに関する主張等事業認定に関する処分の段階で考慮すべき対象ではない事項(すなわち20条各号の要件と無関係の事項)に係る意見は、提出しても無意味となります。

事業認定庁は、20条の要件判断をするに当たって意見書の内容を参考とすることとなります。

しかし、意見書の内容はあくまで参考資料であるにとどまり、これに拘束されるわけではありません。

5. 滋賀県土地収用事業認定審議会および事業認定実績について

- 審議会について： 滋賀県土地収用事業認定審議会条例(平成 14 年3月 28 日滋賀県条例第 19 号)に基づき設置

- 審議会の組織

 - 委員の人数：7人

 - 委員の人選：学識経験者

 - 委員の任期：2年 想定

- 開催実績： 審議会設置の日から令和4年3月31日までの間、開催された実績はありません。

- 滋賀県の事業認定実績

| 年 度 | 申請件数 |
|--------|------|
| 平成29年度 | 4件 |
| 平成30年度 | 2件 |
| 令和元年度 | 4件 |
| 令和2年度 | 4件 |
| 令和3年度 | 1件 |

- 委員報酬について(令和5年4月1日現在)

 - 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例に基づき出席の都度、報酬と旅費を支給します。

○土地収用法（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地の収用又は使用）

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- 三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
- 三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
- 三の三 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設
- 四 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設
- 五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤

- 防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
- 六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
- 七 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
- 八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 八の二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設
- 九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 九の二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設
- 十の二 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設
- 十の三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設
- 十一 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）による水路測量標
- 十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- 十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

- 十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置
- 十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- 十五の二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）
- 十六 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備
- 十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物
- 十七の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物
- 十八 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水道の用に供する施設
- 十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設
- 二十 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が水防の用に供する施設
- 二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
- 二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）
- 二十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
- 二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険

- 組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所
- 二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場
- 二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場
- 二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所
- 二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）による汚染廃棄物等の処理施設
- 二十八 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による中央卸売市場及び地方卸売市場
- 二十九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業
- 二十九の二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業
- 三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営
- 三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
- 三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
- 三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究

開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設

三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

（収用し、又は使用することができる土地等の制限）

第四条 この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない。

（権利の収用又は使用）

第五条 土地を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

一 地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利
その他土地に関する所有権以外の権利

二 鉱業権

三 温泉を利用する権利

2 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これらの物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、

又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

- 3 土地、河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのもの（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）に関係のある漁業権、入漁権その他河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

（立木、建物等の収用又は使用）

第六条 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに、第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用し、又は使用することができる。

（土石砂れきの収用）

第七条 土地に属する土石砂れきを第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用することができる。

（定義等）

第八条 この法律において「起業者」とは、土地、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前条に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第三条各号の一に規定する事業を行う者をいう。

2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。

3 この法律において「関係人」とは、第二条の規定によつて土地を収用し、又は使用する場合においては当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者を、第五条の規定によつて同条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては当該権利に関して質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他の権利を有する者を、第六条の規定によつて同条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合においては当該物件に関して所有権以外の権利を有する者を、第七条の規定によつて土石砂れきを収用する場合においては当該土石砂れきの属する土地に関して所有権以外の権利を有する者及びその土

地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者をいう。ただし、第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

4 この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

5 前項の規定は、鉱業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替えるものとする。

（起業者の権利義務の承継）

第九条 合併その他の事由に因り事業の承継があつた場合においては、この法律の規定によつて従前の起業者が有していた権利義務は、当該事業を承継した者に移転する。

（手続の承継）

第十条 起業者、土地所有者又は関係人の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて従前の起業者、土地所有者又は関係人がした手続その他の行為は、新たに起業者、土地所有者又は関係人となつた者に対しても、その効力を有する。

（取得した土地の管理）

第十条の二 起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行なわなければならない。

2 起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用以外の他の用に供する工作物その他の施設の用に供するために利用し、又は利用させるときは、当該土地の周辺環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

（中略）

（事業の説明）

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ

じめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

(事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定に関する処分を行う機関)

第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が起業者である事業
- 二 事業を施行する土地（以下「起業地」という。）が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの
 - イ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社が行う同法による高速道路に関する事業
 - ロ 鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業（当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業
 - ハ 港湾法による港湾施設で国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに関する事業
 - ニ 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
 - ホ 電気通信事業法第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業（その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業
 - ヘ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業
 - ト 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区

域内にとどまるものを除く。)又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業

チ イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設に関する事業

四 前三号に掲げる事業に係る関連事業

2 事業が前項各号の一に掲げるもの以外のものであるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行う。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。

(事業認定申請書)

第十八条 起業者は、第十六条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第一項又は第二十七条第一項の場合においては国土交通大臣に、前条第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

四 起業地内に第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書

五 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

六 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合におい

ては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

七 第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面

3 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合において、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

4 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

(事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第十九条 前条の規定による事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基く国土交通省令に規定する方式を欠くときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、相当な期間を定めて、その欠陥を補正させなければならない。第二百五条の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにもかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を却下しなければならない。

(事業の認定の要件)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要があると認めるときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について関係のある行政機関若しくはその地方支分部局の長の意見を求めなければならない。ただし、土地の管理者については、その管理者を確認することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

2 事業の施行について関係のある行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の認定に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

(専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)

第二十二條 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

(公聴会)

第二十三條 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3 公聴会の手続に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第二十四條 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による送付をしたときは、直ちに、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を通知し、事業認定申請書及びその添附書類の写を送付しなければならない。

4 市町村長が第一項の書類を受け取つた日から二週間を経過しても、第二項の規定による手続を行なわないときは、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。

5 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。

6 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第二項の規定による手続を行なうことができない。

(利害関係人の意見書の提出)

第二十五条 前条第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

- 2 都道府県知事は、国土交通大臣が認定に関する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを国土交通大臣に送付し、前条第二項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(社会資本整備審議会等の意見の聴取)

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書(国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。)の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書(都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。)の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

(事業の認定の告示)

第二十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(起業地を表示する図面の長期縦覧)

第二十六条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、直ちに、起業地が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十四条第一項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十条の二において準用する第三十条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

(事業の認定に関する処分を行う機関の特例)

第二十七条 起業者は、左の各号の一に該当するときは、国土交通大臣に対して事業の認定を申請することができる。この場合においては、起業者は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

一 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき。

二 都道府県知事が第十八条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月を経過しても事業の認定に関する処分を行わないとき。

2 国土交通大臣は、前項第一号の規定による申請を受けたときは、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聞いた上で、自ら事業の認定に関する処分を行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項第二号の規定による申請を受けたときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聞いた上で、都道府県知事に対して、相当な期間を定めて、事業の認定に関する処分を行うことを指示することができる。

4 国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定によつて指示された期間内に処分を行わないとき、又は同項の規定によつて処分を行うことを指示することが適当でないとき認めるときは、都道府県知事及び起業者にあらかじめ自ら事業の認定に関する処分を行うことを通知した上で、自ら事業の認定に関する処分を行うことができる。

5 前項の規定による国土交通大臣の通知を受けた後においては、都道府県知事は、当該事件につき事業の認定に関する処分を行うことができない。

6 都道府県知事は、第二項又は第四項の規定によつて国土交通大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合において、既に開かれた公聴会の記録、既に提出された利害関係人の意見書等当該事業の認定に関する処分を行うために必要な書類があるときは、直ちに、こ

これらの書類を国土交通大臣に送付しなければならない。

- 7 第二項又は第四項の規定によつて国土交通大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合においては、国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行うための手続その他の行為で都道府県知事が既に行つたものを省略することができる。

(事業の認定の拒否)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

(補償等について周知させるための措置)

第二十八条の二 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他国土交通省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(土地の保全)

第二十八条の三 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

- 2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

(事業の認定の失効)

第二十九条 起業者が第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に第三十九条第一項の規定による収用又は使用の裁決の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

- 2 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年以内に第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがないときも、前項と同様とする。この場合において、既にされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

(事業の廃止又は変更)

第三十条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければ

ならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項前段の規定による届出を受け取つたときは、事業の全部又は一部の廃止又は変更があつたことを都道府県知事が定める方法で告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知するとともに、直ちに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項前段の規定による届出がない場合においても、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたことを知つたときは、前項の規定による告示、通知及び報告をしなければならない。

4 事業の認定は、前二項の規定による告示があつた日から将来に向つて、その効力を失う。
(土地等の取得の完了)

第三十条の二 前条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した場合に準用する。ただし、同条第二項及び第三項の規定による告示及び報告は、することを要しない。

(手続の保留)

(中略)

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三十五条～第四百四十六条、附則 (略)

○滋賀県土地収用事業認定審議会条例

平成14年3月28日

滋賀県条例第19号

滋賀県土地収用事業認定審議会条例をここに公布する。

滋賀県土地収用事業認定審議会条例

(設置)

第1条 土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、滋賀県土地収用事業認定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県土木交通部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第46号で平成14年7月10日から施行)

- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

滋賀県土地収用事業認定審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、滋賀県土地収用事業認定審議会条例（平成14年滋賀県条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、滋賀県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定める。

（招集）

第2条 会長は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第25条の2第2項の規定により知事から審議会の意見を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所および付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（会議の公開）

第3条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合に該当すると審議会が判断した場合は、会議の全部または一部を公開しないことができる。

一 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合

二 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 前項ただし書の規定により、会議の全部または一部を公開しない決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（議決に参加できない委員）

第4条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

2 前項の議事に直接の利害関係を有する委員とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 土地収用法第8条に規定する起業者、土地所有者および関係人

二 前号に規定する者のほか、審議会が議事に直接の利害関係を有すると認める者

（答申書）

第5条 会長は、審議会の議決があったときは、速やかに答申を作成する。

（議事録）

第6条 会長は、第8条に規定する庶務に、議事録を作成させるものとする。

(議事要旨)

第7条 会長は、第8条に規定する庶務に、議事の内容を取りまとめた議事要旨を作成させるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、土木交通部監理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

傍聴要領(案)

滋賀県土地収用事業認定審議会

滋賀県土地収用事業認定審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県土地収用事業認定審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、抽選または先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

令和5年 月 日決定

会議の公開・非公開の取り扱い（案）

滋賀県土地収用事業認定審議会

滋賀県土地収用事業認定審議会運営規程第3条に係る会議の公開については、次のとおり取り扱うものとする。

1 会議の公開・非公開（全部または一部）について

会議の公開・非公開の判断については、審議前に、審議会運営規程第3条の規定に基づき、審議会として決定する。

2 答申（審議会決定事項）の公表について

答申は公表する。公表方法は、滋賀県のホームページへの掲載とする。

3 議事録、議事要旨の公表について

議事録は、公表はしない。

なお、議事要旨については公表するものとし、公表方法は、滋賀県のホームページへの掲載とする。

4 情報公開請求への対応について

審議会での意思決定後、審議会運営規程等により県がホームページにて公表した情報以外のものについては、滋賀県情報公開条例第6条の規定に基づき、取り扱う。

令和5年 月 日決定

○滋賀県公文書公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(1)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保

護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独

立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成14年条例45号・15年18号・18年11号・19年34号・26年66号・令和5年6号〕)

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。